民刑事法専攻

研究指導科目, 及び担当者

	研 究 指 導 科 目	担当者	研 宪 内 容
民	法 特 別 研 究	教授 蓑輪 靖博	学生の研究計画にしたがい、博士論文作成にむけた指導を行う。まずは研究計画作成にあたって、テーマに応じた戦略的な計画の作成に向けた指導を行う。その上で、原則3年先の完成を目標に、各年の研究計画を作成し、毎回の研究報告に対する指導を実施する。紛争実態を踏まえた事例研究から、歴史的、比較法的研究など学生の要望に合わせて、柔軟に指導を行う。
		教授博士(法学)畑中久彌	民法に関する博士論文を執筆するための支援を行う。民法の財産法 分野において近時問題となっている(あるいは問題となりうるであろう)現象を取り上げ、理論的に堀り下げていく。 必要に応じて英米法に関する研究を行ない、日本法との比較により 得られた知見を博士論文の執筆に活かす。
商	法 特 別 研 统	教 授 博士(法学) 前 越 俊 之	会社法・金融商品取引法を中心とした商法に関する問題について,受 講生の興味関心に沿って,博士論文作成のための研究指導を行う
[11]	בי אין אין אין אין אין אין אין אין אין אי	教 授 牧 真理子	会社法を専攻科目として論文を執筆する学生を対象として,学生の研究テーマに基づいて,論文作成指導を行う。受講生の論文執筆の進捗報告に応じて指導する。
刑	事 法 特 別 研 究	教 授 小野寺 一浩 (令和6年度は 募集しない)	刑法に関する受講生の研究テーマにしたがって,基本的な文献・判例を批判的に検討し,論文作成に向けた指導を行う。
国	際 私 法 特 別 研 究	教 授 博士(法学) 北 坂 尚 洋	国際私法に関する事項を研究テーマとする論文を書き上げようとす る学生に、研究課題にそって、研究指導を行う。
民	事 訴 訟 法 特 別 研 究	教 授 安 井 英 俊	民事訴訟法を専攻科目として論文を執筆する学生を対象として,学生の研究テーマに応じた論文指導を行う。毎回,受講者には論文の途中経過の報告を行ってもらい,進行状況をチェックする。
労	働 法 特 別 研 究	教 授 博士 (法学) 所 浩 代	労働問題の法的解決に関する論文の執筆を支援する。研究課題の設定から論文の構成,結論の妥当性などについて,受講生と丁寧に議論する。受講生には,適宜「中間報告」をかして,論文執筆の進捗状況を確認する。
社	会 保 障 法 特 別 研 穷	教 授 博士(法学) 山下 慎一	この科目の主たる研究内容は以下の2点である。第一に、社会保障法の全体像を把握して、その基本的な思考様式を身につけ、自身の問題関心を明確化する。第二に、法律学の研究方法、判例の読み方と評釈の方法、適切な引用の方法などを習得し、博士論文を書き上げる。履修者の報告をベースとして授業を構成する。

その他の科目

	ł	研	究	指	導	科	目			担	当	者
知	的	財	産	泪	Ę !	特	別	研	究	未		定

※担当者が未定の科目については、令和6年度は学生を募集しない。

	特修	科目		
授 業 科 目	単位数 担 当 者	授 業 科 目	単位数 担 当 者	4
民法特別講義IA 民法特別讀習IA 民法特別演習IA 民法特別演習IB	2 数 授 2 数 授 2 養 輪 靖 博 2 2	刑 事 法 特 別 講 義 I A 刑 事 法 特 別 講 義 I B 刑 事 法 特 別 演 習 I A 刑 事 法 特 別 演 習 I B	2 2 2 2 2 1 2 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2	
民法特別講義 II A 民法特別演習 II A 民法特別演習 II B	2 数 授 2 博士(法学) 2 畑 中 久 彌	刑事法特別講義ⅡA 刑事法特別講義ⅡB 刑事法特別演習ⅡA 刑事法特別演習ⅡB	2 2 2 2 2)
民法特別講義ⅢA 民法特別演習ⅢA 民法特別演習ⅢB	2 2 2 (未 定)	刑事法特別講義ⅢA 刑事法特別演習ⅢA 刑事法特別演習ⅢB	2 2 2 (未定)
商法特別講義IA 商法特別講義IB 商法特別演習IA 商法特別演習IB	2 2 2 (未 定)	労働法特別講義 A B B 別別講義 B B 別別演習 B B B B B B B B B B B B B B B B B B B	2 数 授 2 博士(法学) 2 所 浩	代
商法特別講義II A商法特別演習II A商法特別演習II A商法特別演習II B	2 2 2 2 2 0 田 太 士	社会保障法特別講義 A 社会保障法特別講義 B 社会保障法特別演習 A 社会保障法特別演習 B	2 2 4 8 4 8 4 8 8 9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1
商法特別講義ⅢA 商法特別演習ⅢA 商法特別演習ⅢB	2 数 授 2 数 授 2 牧 真理子 2 2	国際私法特別講義 A 国際私法特別講義 B 国際私法特別演習 A 国際私法特別演習 B	2 2 2 (博士(法学) 2 2 2 1 北 坂 尚	洋
商法特別講義 IV A商法特別講義 IV A商法特別演習 IV A商法特別演習 IV B	2 数 授 2 博士(法学) 2 前 越 俊 之	知的財産法特別講義 A 知的財産法特別講義 B 知的財産法特別演習 A 知的財産法特別演習 B	2 2 2 (未定)
民事訴訟法特別講義 A 民事訴訟法特別講義 B 民事訴訟法特別演習 A 民事訴訟法特別演習 B	2 数 授 2 数 授 2 安 井 英 俊	アジア企業法特別講義A アジア企業法特別講義B アジア企業法特別演習A アジア企業法特別演習B	2 2 2 2 2)

履修方法

- 1 学生の標準修業年限は3年とし、次に定める方法により、履修しなければならない。ただし、優れた研究業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 研究指導科目のなかから1科目を選定し、これをその学生の専修科目とする。
- 3 専修科目として選定した研究指導科目の担当者を当該学生の指導教員とし、学位論文の作成、履 修方法、その他研究一般について、その指導に従うものとする。
- 4 学生は、研究指導科目のほか、特修科目のうちから、合計8単位を修得しなければならない。
- 5 前項の8単位は、原則として、次の区分によって修得しなければならない。
 - (1) 指導教員の担当する特修科目のうちから必修科目として4単位を修得する。
 - (2) 指導教員の担当する特修科目又は他の教員の担当する特修科目のうちから、指導教員の指導のもとに選択し、選択科目として4単位以上を修得する。
 - (3) 指導教員が必要と認めたときは、前号の選択科目を、法学研究科博士課程後期の他の専攻で開講されている特修科目のうちから選択することができる。
- 6 指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めた場合は、前項第2号の規定にかかわらず、通常委員会の議を経て、他の研究科博士課程後期の授業科目を履修し、4単位を限度として選択科目の修得単位に算入することができる。
- 7 博士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。